

令和元年12月18日提出

令和元年12月市議会定例会発議案

(発議案第15号及び発議案第16号)

木更津市議会

令和元年12月市議会定例会発議案目録

発議案番号	件名	頁
発議案第15号	陸上自衛隊のオスプレイ暫定配備に関する意見書について	1
発議案第16号	陸上自衛隊オスプレイの暫定配備に関する意見書について	3

発議案第15号

陸上自衛隊のオスプレイ暫定配備に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月18日

提出者	木更津市議会議員	永原利浩
賛成者	同	斉藤高根
賛成者	同	石川富美代
賛成者	同	石井徳亮
賛成者	同	竹内伸江
賛成者	同	平野卓義

木更津市議会議長 近藤 忍 様

提案理由

本年5月に木更津市に要請のあった陸上自衛隊オスプレイの暫定配備について、国が暫定配備を行うとした場合に実施を求める事項等を意見書として、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ提出しようとするものである。

陸上自衛隊のオスプレイ暫定配備に関する意見書

令和元年5月24日、木更津市議会は原田防衛副大臣（当時）より佐賀空港での配備が完了するまでの間、陸上自衛隊のオスプレイを木更津駐屯地に暫定配備したい旨の説明を受けた。

木更津市議会としては、周囲をすべて海で囲まれた日本国において、国防という最重要施策を確実に実行するための島嶼防衛の重要性を十分に理解している。併せて、現在、木更津駐屯地に配備されている輸送機等が大規模自然災害発生時に活躍し、多くの国民の命を救っている事実も承知している。

しかし一方で、我々は、木更津市民が安全な環境の中で安心して暮らせる町づくりを負託されており、今後も木更津市民の住環境の維持、改善に努めていく責務を負っている。

前段の諸事情を鑑み、特に基地周辺からの要望を実現するとともに、陸上自衛隊のオスプレイ暫定配備を行う場合には以下の実施を求める。

（暫定配備の期間に関すること）

・木更津市議会においては暫定配備期間を5年と考えており、防衛省においては、この期間を暫定配備期間の努力目標とする期間として公表すること。

（暫定配備の解除に関すること）

・佐賀駐屯地開設後は、速やかに配備場所を変更すること。

（暫定期間中の報告に関すること）

・防衛省は佐賀の配備に対する進捗状況を定期的及び必要に応じ木更津市及び木更津市議会に報告すること。

（住民の安全確保に関すること）

・住民の安全を第一優先とし、安全な暫定配備となるよう木更津駐屯地の整備を確実に行うこと。
・飛行に関しては航空法を始めとした関係法令に従うこと。

（環境変化に関すること）

・基地の周辺住民等に対する暫定配備による騒音等による負担軽減に努めること。
・騒音等の実態を把握するため、暫定配備による離発着回数等を測定し、その情報を開示すること。
・潮干狩りや江川総合運動場利用者に配慮した運用に努めること。

（基地対策協議会の設置に関すること）

・防衛省、木更津市内にある陸海空の各自衛隊、行政、議会、基地周辺自治会、漁業関係者の代表等で暫定配備のみならず、基地や自衛隊に係る諸課題の改善を目的とする協議会を設けること。
・協議会で改善要求が出た場合には協議の上、防衛省として真摯に対応をすること。

国におかれては、木更津市及び本意見書に対し、真摯な対応をされるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

木更津市議会議長 近 藤 忍

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
防衛大臣 殿

発議案第16号

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年12月18日

提出者	木更津市議会議員	高橋	てる子
賛成者	同	鈴木	秀子
賛成者	同	田中	紀子

木更津市議会議長 近藤 忍 様

提案理由

オスプレイの暫定配備の要請に対し、暫定配備期間を明示し、必要な確認事項について市と合意文書を作成するよう求めるため、別紙意見書を、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ提出しようとするものである。

陸上自衛隊オスプレイの暫定配備に関する意見書

先の台風15号など一連の台風被害では、防衛省並びに自衛隊の皆様には、多大な災害支援をいただき感謝申し上げます。

さて、本市議会は本年5月24日、貴省が導入する陸上自衛隊オスプレイを木更津駐屯地に暫定配備する計画を受け、住民説明会と市と貴省との文書による質疑を見守ってきました。その結果、本市議会としては、貴省の計画について「多くの市民が暫定期間を明らかにしなければ恒久配備になると懸念している」とする市、市長との見解と全く同じであります。

さらに、本市の市長は、「配備計画に協力できるか、期間が明らかにならなければ判断できない」と答えています。その上で、「仮に協力する場合は、暫定期間を明らかにし、必要な確認事項について合意文書の必要がある」との考えを示されました。

貴省は、本市と本市議会への説明で、「暫定配備期間の目安を検討する」と回答しており、本市議会としては、期間の目安と目安の根拠を早期にお示しいただけるよう要望します。

下記の2点の意見について十分に配慮し、対応してください。

- 1 暫定配備期間を明示すること
- 2 必要な確認事項について市と合意文書を作成すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

木更津市議会議長 近藤 忍

防衛大臣 あて